

計画期間

平成28年度～平成37年度

剣淵町酪農生産近代化計画書

平成28年3月

北海道剣淵町

目 次

I 酪農生産の近代化に関する方針	2
II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛の飼養頭数の目標	6
III 酪農経営の改善の目標	7
IV 乳牛の飼養規模の拡大のための措置	8
V 飼料の自給率の向上に関する事項	9
VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置	10
VII その他酪農生産の近代化を図るために必要な事項	10

I 酪農生産の近代化に関する方針

第1の3の(1)の記載上の注意を参照の上、記述すること。

1 剣淵町における酪農生産の役割と責任、展開方向

本町の酪農は、稲作、畑作との複合経営が主であり、乳用牛中心の生乳生産が進められている。清涼な気候に恵まれ、土地の有効利用と食料の安定確保を図る上で大きな役割を果たしていることから、今後とも町の基幹産業として持続的に発展させ、消費者に信頼を得られるような、良質で安全な畜産物の安定生産を目指す。

また、豊かな土地基盤などを背景に、規模拡大や生産拡大を進め発展してきたところであるが、一方で担い手の高齢化や労働不足、輸入穀物価格の高騰による生産コストの上昇、環境問題、海外悪性伝染病の発生懸念等、酪農・畜産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、酪農家や乳用牛の飼養頭数が減少しているなど、生産基盤の維持、強化が急務となっている。

国の国際貿易交渉においては平成27年10月、TPP協定が大筋合意に至り、乳製品や牛肉などについて、国家貿易の維持やセーフガードなどの措置が講じられたものの、一部関税の撤廃や引き下げ、輸入枠の拡大などが盛り込まれ、農業者の不安は極めて大きいものとなっている。

今後とも、安全で高品質な乳製品等の安定供給の役割と責任を果たすため、また、地域の重要な産業として持続的な発展を遂げるため、酪農の原点を再確認し、本町の優位性を活かした酪農及び肉用牛生産の進展を図る必要がある。そのために、「人」「牛」「飼料」の持つ力を最大限に發揮し、生産基盤の強化と地域営農支援システムの確立、乳質改善の取組、また、地域ぐるみの収益性の向上を目指す畜産クラスターの取組を推進し、地域を支える酪農・畜産の持続的な発展を目指す。

2 酪農生産の競争力の強化

1 生産基盤強化のための取組

(1) 「人の視点」～担い手の育成と労働負担の軽減～

ア 本町の太宗を占める家族経営の持続的発展

本町における畜産経営体の太宗を占める家族経営の持続的な発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や地域の実情に即した営農支援システムの整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性の向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進する。

イ 家族経営をサポートする地域営農支援システムの確立

労働負担の軽減や作業の効率化を図るため、ヘルパー、哺育・育成センター、コントラクター、TMRセンター、公共牧場など家族経営を地域でサポートする多様な営農支援システムの確立と、その経営基盤の安定を図る。

また、こうしたシステムの活用により、自給飼料の安定生産や飼養管理等への集中による生産性の向上、新規就農者等の技術習得などにより、地域全体での所得向上や担い手確保を推進する。

ウ 新規就農者の育成・確保

次代の酪農生産を担う新規就農者を育成・確保するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、新規就農希望者に対する情報提供や研修等の充実強化、後継者不在農家や離農跡地の有効活用による農地取得や施設整備に係る負担軽減により、後継者や新規就農者の円滑な経営継承を推進する。

また、新規就農者等への研修機会の提供や、酪農ヘルパーなど営農支援組織からの就農を支援するなど、多様な担い手対策を推進する。

エ 大規模法人経営体の育成

規模拡大により生産性の向上や効率的な労働力の配分、遊休農地の活用、地域の雇用創出などが期待される、地域の実情に応じた大規模法人の設立を支援する。特に酪農については、地域の生乳生産量の維持拡大と併せて、経営管理の高度化、経営の多角化や6次産業化、担い手の育成などの役割を果たすことが求められているため、農協や民間企業等の共同出資等による法人の設立を積極的に支援する。

オ ゆとりある放牧酪農の推進

放牧酪農は、新規就農時の課題となる高額な初期投資を抑制し、円滑な経営継承を図ることができ、また、放牧を経営に取り入れることにより、飼料生産・給与や排せつ物処理等の省力化や経営の低コスト化など、ゆとりある経営の展開が期待できることから、地域の自然条件に応じた高度な放牧技術の普及を推進する。

(2) 「牛の視点」～乳牛飼養頭数の減少への対応～

ア ベストパフォーマンスを発揮させる飼養管理の推進

牛群検定の推進と検定情報の活用等による基本的な飼養・繁殖管理を徹底し、乳牛の供用期間の延長、受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、代謝異常の予防など、家畜を快適な環境で飼養し、乳牛の能力を最大限発揮させることで、生乳生産量の増加を図る。

イ 生産構造の転換等による飼養頭数の確保

酪農については、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などの経営の分業化や省力化を支援することにより、個々の経営の飼養頭数の増加を推進する。

ウ 計画的な乳用後継牛の確保と和牛受精卵移植技術の活用

高能力牛に対する性判別精液や受精卵移植技術の活用により優良な乳用後継牛を計画的に確保するとともに、和牛受精卵の活用による和牛生産の拡大を推進する。

エ 経営安定に寄与する家畜改良の推進

乳量・乳成分に加え、長命連産を通じた生涯生産性の向上に寄与する泌乳持続性や体型等の改良を一体的に推進する。

また、乳牛の能力の把握や飼養管理・繁殖管理の改善、安定的な後代検定の実施のため、牛群検定の加入を促進するとともに、効率的な牛群改良を行うため、ゲノミック評価の精度向上と生産現場での普及に向けた取組を推進する。

(3) 「飼料の視点」～道産飼料生産基盤の確立～

ア 草地基盤をフル活用した良質な自給粗飼料の生産・利用の拡大

自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、生産者団体と連携し、農地の集積・団地化を促進するとともに、牧草の優良品種を用いた計画的な草地整備改良による植生改善をはじめ、栽培管理技術の高度化や簡易更新の推進、コントラクター等の飼料生産組織の活用など、草地基盤をフル活用した良質で低コストな粗飼料の生産・利用の拡大を推進する。

また、サイレージ用とうもろこしなど栄養価の高い自給粗飼料を増産するため、作付限界地域への生産拡大を推進する。

イ 自給濃厚飼料等の生産・利用の拡大

高騰する輸入配合飼料からの置き換えによる生産費の低減を図るため、耕畜連携によるイアコーンサイレージや子実用とうもろこし等の自給濃厚飼料の生産・利用を推進するとともに、水田を活用した飼料用米、ソフトグレインサイレージ・穀がらサイレージ、稻発酵粗飼料、稻わら等の利用の拡大を推進する。また、でんぶん粕など食品製造副産物や規格外農産物などの飼料利用の取組を推進する。

ウ 放牧の推進

本町の恵まれた自給飼料基盤を最大限活用するため、酪農における放牧の更なる普及により、自給粗飼料利用率の向上を推進する。

2 畜産経営の収益力の強化

(1) 収益性の向上のための取組

ア 良質飼料の利用向上による生産費の低減

適期の収穫など草地の適正な栽培管理や植生改善により栄養価に優れる良質自給飼料の生産に取り組むとともに、自給飼料の有効活用による生産費の低減を推進する。

イ 飼養管理技術の改善等による生産性の向上

ボディ・コンディション・スコアに基づく適正な飼養給与や、分娩監視や発情発見のためのＩＣＴの活用等による適正な繁殖・飼養管理を行うことにより、生産性の向上を推進する。

ウ 生産基盤強化による生産量の増加

地域営農支援システムの活用や省力化機械の導入等、飼養管理の外部化・分業化や省力化に取り組むとともに、計画的な設備投資を行うことにより、生産量の増加を推進する。

エ 生産物の付加価値の向上

酪農については、ジャージー種やブラウンスイス種、放牧や有機飼料の利用等、特色ある生乳の生産により、付加価値を高めたブランド化や差別化の取組を推進する。

(2) 経営の持続的発展のための経営能力の向上

ア 中長期的な人材育成と円滑な経営継承

経営を持続的に発展させるため、後継者や雇用者の段階的な経営参画等を進め、人材育成や円滑な経営継承を推進する。

また、飼養管理能力の向上を図るため、生産者団体の指導員等を活用した支援体制の整備・強化を図り、ロボット等の機械導入後の適切な飼養管理に取り組む。

イ 女性の活躍の推進

牛ごとの健康状態の把握などきめ細かな個体管理が求められる酪農及び肉用牛生産において、女性は重要な役割を担っているが、今後は飼養管理のみならず、6次産業化など、女性の創意工夫や社交性が發揮できる取組を支援するなど、これまで以上に女性が経営や地域活動などに参画しやすい環境づくりを推進する。

3 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

ア 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等による防疫体制を強化し、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進する。

イ 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、国や道及び関係機関とも連携しながら、外国人入国者や農場に対して、家畜伝染病に関する注意喚起や指導をより徹底するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場段階での防疫の徹底と、道・関係団体等との協力のもと、実践的な防疫演習を実施する等、発生に備えた防疫対策の強化に努める。

ウ 家畜伝染病の予防の推進

計画的なワクチン接種により家畜伝染病の予防を推進し、家畜伝染病自衛防疫組合をはじめ、関係機関の情報の共有を図り、一体となって家畜伝染病対策を推進する。

(2) 畜産環境対策

飼料基盤と飼養規模の調和を図るため、立地条件に応じた放牧の推進など自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進する。

また、家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理を推進する。

家畜排せつ物のエネルギー利用は、地域における有機質資源の有効活用、売電による収益の改善、自家農場での電力利用、あるいは臭気対策の強化等の観点から、地域の実情に即して利用を推進する。処理高度化施設については、地域の実情や将来計画等を十分勘案の上、飼養規模等に応じた施設を畜産クラスター事業等の活用により整備するとともに、現在簡易な施設等で対応している畜産農家の恒久的な処理施設の整備を促進する。

4 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

(1) 地域を支える畜産の振興

地域の酪農・畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るために、道や農協が生産者をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進する。

(2) 新技術の開発・普及、試験研究・普及・行政と地域との連携

関係機関・団体との連携のもと、酪農については、S N P（一塩基多型）解析技術を活用したゲノミック評価や凍結精液等の雌雄判別技術など、新たな家畜改良技術の推進のほか、多様な地域条件に適合した放牧技術や牧草の利用方法など、放牧利用の拡大に係る技術の普及を推進する。

5 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

ア 良質乳の継続的な生産をするための取組促進

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や生乳の広域流通などに的確に対応し、引き続き高品質な生乳生産を維持するため、関係機関・団体と連携の上、ポジティブリスト制度に対応した生産者段階での農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底と生産履歴の記帳・保管、搾乳機器の適正使用等による乳房炎対策などにより、総合的な乳質改善の取組を推進する。

イ 6次産業化による加工・流通・販売の促進

酪農家と指定生乳生産者団体との生乳取引の多様化を図る取組や、畜産クラスター等の各種支援策を活用し、加工・流通業者の参画も含めた、酪農及び肉用牛経営の6次産業化の取組を推進する。

(3) 「北海道食の輸出拡大戦略」に沿った輸出の促進

生産基盤強化のための各種取組と合わせ、道産畜産物の販売先の多角化と需要の確保を図るために、「北海道食の輸出拡大戦略」に基づき、輸出に向けた課題把握とその解決に向けた取組を推進する。

(4) 畜産や畜産物に対する国民理解の醸成、食育等の推進

ア 農村景観を活かした牛乳乳製品・畜産物の提供

ファームレストランや宿泊施設等での牛乳乳製品や道産畜産物の提供や、消費者と生産者との交流を通じ、畜産や畜産物に対する理解醸成を深める取組を推進する。

また、ホテルや旅館等の観光産業と連携し、地域の特色ある牛乳乳製品や道産牛肉を国内外の観光客等に提供、紹介することにより、新たな需要の開拓やそれに応じた販売戦略の構築を図る。

イ 酪農を通じて「食」と「いのち」を学ぶ酪農教育ファームなどの推進

次代を担う子どもたちや学生、保護者に本町の酪農生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や、ふれあい牧場、酪農教育ファームでの体験活動、産地交流会など様々な取組を通じ、「食」や「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進する。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在(平成25年度)					目標(平成37年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
剣淵町	剣淵町	頭 661	頭 362	頭 362	kg 8,056	t 2,916	頭 570	頭 327	頭 327	kg 8,500	t 2,779
合計											

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

III 肥農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 肥農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標					人					備考			
	飼養形態		牛			飼料		生産コスト			労働		経営						
経営形態	経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧用(放牧面積)	更新次産	作付体系及び車両	外部化種類	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経産牛1頭当たり飼育時間(主たる從事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる從事者1人当たり所得			
I スタジヨン (部分放牧) 40頭	頭	ヘルパー ⁺ 公共牧場	ST	分離給与	(ha)	kg	産次	ha	個別完結	%	%	円(%)	hr	万円	万円	万円			
II スタジヨン (部分放牧) 60頭	家族経営	ヘルパー ⁺ 公共牧場	ST	分離給与	8,500	kg	チモシー主体	52	-	76	72	10	71.9	3,296 (1,800)	3,043	2,620	423	245	
III スタジヨン (部分放牧) 80頭	家族経営	ヘルパー ⁺ 公共牧場	ST	部分放牧	8,500	kg	チモシー主体	78	個別完結	-	75	70	10	62.5	68.1 (2,000)	4,088	4,840	3,755	1,085
IV フリーストーム 120頭	家族経営	ヘルパー ⁺ 公共牧場	FS MP	TMR	8,500	kg	チモシー主体	80	個別完結	-	75	70	10	63.4	65.7 (2,000)	5,255	6,546	5,224	1,322
																	691		

(注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。

3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

VI 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
剣淵町	現在	294	戸 7 (1) 6	戸 % 2	頭 661	頭 362	頭 94
	目標		()		570	327	95
合計	現在	294	戸 7 (1) 6	戸 % 2	頭 661	頭 362	頭 94
	目標		()		570	327	95

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

育成牛の預託による経産牛の増頭、効率化を推進する。

また、畜産農家の高齢化に伴い労働力不足が懸念されていることから、法人化や酪農ヘルパー組織等の活用による経営面積の拡大、個体あたりの飼養管理時間の短縮など労働生産体制の効率化、公共牧場を活用した放牧生産体制の拡大を目指す。

経営面においては、経営内容の合理化を推進し、人工授精、多排卵及び受精卵移植等の改良方法を活用し、優良な雌牛群の育成、和牛生産の拡大を推進する。

また後代検定による優良種雄牛の選抜とその効率的な活用を進め、質の高い個体生産と合わせて、乳検情報の効率的な活用による高度な飼養管理、牛群の資質の高位平準化を推進する。

飼養者をバックアップする体制として、士別地区畜産クラスター協議会からなる関係機関・団体が密なる連携を図れるよう情報のネットワーク化を目指す。

また、地域畜産支援システムの確立、畜舎等施設整備による規模拡大、搾乳ロボット導入等による省力化に対する支援を実施し、飼養規模の維持・拡大を図る。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	67%	75%
飼料作物の作付延べ面積		6 4 2 ha	6 4 2 ha

2 具体的措置

- ・輸入飼料の高騰による畜産経営の圧迫を解消するため、畜産農家と耕種農家が飼料作物の利用供給協定を締結し自給飼料の継続的な安定供給を推進する。
- ・耕種農家の高齢化に伴う労働力不足が深刻な問題になっていることから、作業機械を所有している酪農家や農業者との間で農作業受委託契約を締結し、飼料作物の作付け拡大と耕作放棄地の防止を図る。
- ・飼養規模拡大に向け、農地の団地化や利用集積を積極的に推進し、効率的な飼料作付けを推進する。
- ・転作田等にデントコーンの作付けや草地の新播・更新を奨励し、輪作体系の維持と生産性の向上を促進する。
- ・能率化機械や草地更新のための機械の導入を以て、自給率の向上を図る。

3 飼料需要見込量

区分	頭数	1頭当たり年間必要TDN量(kg)	年間必要TDN量(kg)	粗飼料		濃厚飼料		町内産飼料から供給されるTDN量			飼料自給率		
				給与率(%)	自給率(%)	給与率(%)	自給率(%)	粗飼料(kg)	濃厚飼料(kg)	合計(kg)	目標(平成37年度)(%)	現在(平成25年度)(%)	
乳牛	成牛	327	5,005	1,636,635	71	100	32	0	1,162,487	0	1,162,487	71	64
	育成牛	243	1,572	381,996	93	100	7	0	359,076	0	359,076	94	76
	計	570	3,735	2,018,631					1,521,563	0	1,521,563	75	67

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

地域内の生乳生産量に応じ計画的にバルククーラーの更新を図るとともに、効率的なミルクタンクローリーの配車などの集送乳体制を充実させ生乳生産コストの低減を推進する。

VII その他酪農生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

士別地区畜産クラスター協議会による関係機関が一体となり、次代の酪農生産を担う新規就農者を育成・確保するため、資金・補助制度の利用支援や地域の情報提供、研修等の充実強化、新規就農希望者と離農予定農家、離農地等とマッチング支援による施設整備負担の軽減により、後継者や新規就農者の滑な経営継承を推進する。

また、コスト削減や作業効率の向上を図る省力化機械の導入を支援する。

また酪農ヘルパーや育成牛の預託事業の継続的な支援を行い、経営基盤の安定を図るとともに、地域の実情に応じた多様な営農支援システムを確立を目指す。

(2) その他必要な事項

地域の畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るため、市町村や農協等が畜産農家をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標として地域の将来像を実現するために具体的な取組みを進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進する。

別記様式第5号
(市町村計画の協議をする場合)

剣淵町における酪農生産の近代化を図るための計画の協議書

剣農林第 45 号
平成28年 3月 8日

北海道知事 高橋はるみ 殿

剣淵町長 早坂 純夫 印

剣淵町における酪農生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

剣淵町酪農生産近代化計画協議説明書

1 農業の概況

剣淵町の農業は、稻作、畑作、畜産を柱として、これらを複合する形態により成り立っている。農家戸数は294戸（うち専業207戸、70%）、耕地作付面積5,222ha（水稻875ha、麦類980、雑穀豆類2,145ha、いも類260ha、野菜191ha、工芸農産物128ha、飼料作物643ha）である。

酪農については、7戸で農家戸数に占める割合は2.3%になり、飼養規模は1戸あたり94頭となっている。

(1) 農家戸数及び畜産農家戸数

区分	専業別農家戸数				畜種別農家戸数					飼養密度		
	専業	兼業		計①	乳牛②	肉用牛				②+③/①	②/①	③/①
		I兼	II兼			繁殖雌牛	その他	乳用種等	計③			
戸数	207	63	24	294	7	4	1	6	12 重複5	5	2	2
頭数					661	23 (15)	4	15	42			

(注) 1. 肉用牛の繁殖雌牛とは、繁殖の用に供している全ての雌牛をいう。なお、() 内に24ヶ月齢以上の頭数を記入すること。

2. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。

(2) 農業生産状況

区分	耕種											養蚕	畜産				
	米	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	工芸農産物	飼料作物	飼料用米	その他	計		乳用牛	肉用牛	豚	鶏	その他
作付面積(ha)	875	980	2,145	260	191	0	128	643	0	0	5222		/	/	/	/	/
生産額(千円)	923,150	477,120	756,443	636,000	371,050	0	124,610	/	/	0	3,288,373		319,445				319,445

(注) 1. 鶏は鶏卵と肉鶏（廃鶏を含む）との合計とする。

2. 養蚕の作付面積欄には桑の作物面積を記入すること。

2 酪農及び肉用牛生産の概要

乳牛総飼養頭数は661頭で、1戸あたり94頭になっており、肉牛の飼養頭数は42頭である。酪農振興会及び乳牛検定組合を中心に飼料給与の改善と能力検定等の活用により、生乳生産量は2,916Lで1頭あたり8,056kgと乳量は増加している。

3 その他参考となる事項

和牛の子牛の減少に伴い乳用牛への和牛受精卵移植を積極的に行っている。

生産量の向上に十分配慮しつつ、安全で良質な生乳の生産により経営の安定を図ることが基本であり、さらに担い手の育成やヘルパー制度等の活用によりゆとりのある生活の確保、家畜排泄物を適正に処理し圃場への還元を図り優良飼料の増産が今後の課題である。